

(第 問)

設問1

無効か否か問われている

22年総会における取締役の選任決議(会社法以下
法各省略)329条1項でB、C、D、Pが選任されたことは
決議の無効事由(830条2項)があるとして、否定し得ない。
1 主として22年総会の決議には、甲の株式を33万株有する2が
議決権を行使している。2は株主も取締役もPだけ
であるため、Pと実質的に同一といえる。そのため、Pが
22年総会で実質的に議決権を行使したことは、
選任決議の無効事由となるか。

そもそも、多数者の利害関係者が関与する株主総会
決議の無効事由(830条2項)は取引安全の点から重要
な法令違反に限られる。そして、決議の取消事由(831
条1項)も重要な法令違反は無効事由と区別する。

本件ではPは特別利害関係人(同項3号)にあらず
同条の取消事由はなからたといえる。
無効、否? 取消、否?

特別利害関係人とは、株主としての地位を離れて
他の株主と異なる利益を受ける者といふこと、自己が選任
の対象となっている取締役である株主は、自己を選任
することと会社の利益のためにあり得る行為であるといえる
ため、株主としての地位を離れて異なる利益を受ける
株主とはいえず、特別利害関係人にあたらない。

そのため、実質的にPが議決権を行使していても、Pは
特別利害関係人にあらず、同項3号の取消事由は

(第 問)

か、無効事由もない。

2 次に、取締役は議決権が過半数の議決権
行使で決まる(定款)。22年総会では、過半数と
なり38.5~~以上~~万個以上の議決権を得たのは、
B、C、D、P、Q、Rである。そして、取締役員数は
6名以内(同C)であったため、5名のC、D、P、Q、Rが選任され
るべきであった。それにもかかわらず、本件ではQ、Rが
選任されておらず、Bが選任されていることは定款
の違反がある。

もっとも、~~本件では~~法令違反でないため重大な法令の
違反とはいえず、無効事由とはいえない。

3 よう、22年総会の取締役選任は、~~無効事由~~
はないものの、定款違反の不当なものである。

設問2

1 (1)に於いて

1) Aの採りうる手段

Aは株主として、Hの行おうとする株主貸付けの差止め
(360条1項)を請求することが考えられる。

ア Aは甲の株式1万株を継続的に有しており、次
管月前から引き続き株式を有する株主(同項)にあたる。

イ それでは、本件貸付けは法令違反の行為といえるか。
(ウ) 本件貸付けは利益相反取引(365条1項、366条1項)

(第 問)

1 1. ある100万円が「必要経費」を経ているため、違
2 法ではない。

3 356条1項2号の「自己」のみにては自己の利益でと
4 いう意味である。本件ではHが本件貸付けを実行しよう
5 としているため、2と実質的に同一であるPと本件貸付
6 けを行ったとしても直接取引とならない。

7 同項3号の利益が相反する取引とは、取~~引~~引安全
8 の点から客観的に会社と当該取締役とHの利益
9 が衝突するから利益とする。

10 本件ではPが役員としている甲と実質的に同一
11 であることが取引するものであるため、客観的に会社と
12 取締役の利益が衝突する取引であるため、間接取
13 引にある。

14 しかし、本件貸付けがPにより提案された取締役
15 役会決議で重要な事実の開示(同項様書)が行われて
16 いるため、本件貸付けは利益相反取引にある
17 にもかかわらず「必要経費」を経ているため違法
18 である。

19 (1) また、資本金が30億円である甲にとって、本件貸付
20 けの金額はその半分に達する15億円という大きな金額
21 である。本件貸付けが無担保であるため、事業活動の進行
22 状況が不明で、返済見込みが乏しいに於いて
23 少なくとも、甲は大きな損失を被ることはなる。その

(第 問)

1 ため、本件貸付けは、重要な財産の処分となる(362条
2 4項1号)。もっとも、本件では取締役会決議を経て
3 いるため、この点の違法事由はない。

4 甲は、監査役会設置会社であるため、本件貸付け
5 より回復することができない損害が生ずるおそれか
6 必要である(360条3項、1項)。

7 しかし、資本金が30億円ある甲にとって、15億円の
8 損失を被っても債務超過とはならない。本件貸付け
9 を行った責任をP、Hに損害賠償請求(423条1項)が
10 損害の補填もできる。そのため、本件貸付けを行っても
11 回復することができない損害が生ずるおそれがある
12 とはいえない。
13 P、Hが個人で15億円を返すことができない

14 したがって、Aの上記請求は認められない。

15 (2) Fの採りうる手段

16 Fは、監査役として、Hのしようとする本件貸付けの差
17 止め請求(389条5項1号)をすることが考えられる。

18 Hは利益相反取引にある本件貸付けを必要
19 経手続を経ず実行しようとしているため、36条
20 1項、356条1項3号の法令違反行為が認められる。

21 また本件貸付けにより甲は15億円の損失を被るおそれ
22 があるため、甲に著しい損害を生ずるおそれがある
23 ため、Fの上記請求は認められる。

2 (2) に基づいて

第 5 問

A、Fは、H、D、Pに対して、甲株に対する損害賠償請求(423条1項)を提起し、株主総会訴訟(847条3項、5項)を提起した。

(1) A、H、D、Pは、役員等にあたる。
(2) Hは、本件貸付けを決議した取締役会で賛成しているため、423条3項3号により、Pは、甲の株主であることと事実上の同一者であるため、同項1号により、任務解任が決定される。

(3) 甲は本件貸付けの返済を受けられなくなったことにより、株主としての損害を被り、この損害は、H、D、Pの任務解任によるものであるため、因果関係も認められる。

(4) したがって、A、Fの上記請求は認められる。
設問3

A及びFは否決された議案①と可決された議案②についての株主総会決議の取消しの訴え(847条)を提起しているが、これは認められるか。

1 A及びFは本件決議が3箇月以内に訴えを提起している(同条1項柱書前段)。

2 Aは甲の株主、Fは当該決議取消しにより、監査役となる者(同項柱書後段)であり、株主等にあたる。

3 それでは取消事由があるか。

(1) 議案①について

仮に事実上のPと同一であることが23年総会で議決権を行使していれば、監査役の取締役からの独立性を

第 6 問

確保せず、2は特別利害関係人(同項3号)にあたりうが、そのような事情はないため、同条の取消事由にはあたらない。

(2) 議案②について
取締役は監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するため、監査役同意を必要とする(343条1項)。この規定の趣旨は、監査役の独立性を確保することにある。

Pは議案②を提出するにあたり、監査役同意を得ていない。また、Fが議案②の審議の際に監査役の選任について意見を述べようとしたところ、Hは制止し、できなかった。そのため、本件でH、E、Qの監査役選任についての議案②は監査役が同意を得ていないため、343条1項の違反があるといえる。そのため、23年総会では議決することかできない議案②を決議するという決議の否決の決意違反(同項1号)がなされている。

4 仮に裁量棄却はされるか。

違反のため343条1項は監査役の独立性を確保するという重要なものがあるため、本件では該違反が結果が重大である。

また、議案②は本来決議すべきのものであるため、決議は無効とすべきである。

そのため、裁量棄却はされない。

5 以上より、A及びFの主張である決議取消の訴えは適当であり、認められる。
以上

第1. 設問1.

1. HがQ及びRの得票数について議場で集計しない。B、C、D及びPの4名だけが取締役選任された旨を宣言したが、この取締役選任は適当か。○
 2. 甲社の定款には、取締役の選任決議は、議決権行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこと、そして累積投票によることと定められている。また、取締役の員数については、6名以内と定められている。○

3. 本問において、22年総会では、その終結の時をもって、取締役5名のうちHを除くA、B、C及びDの4名について任期が満了するところであったから、Hの他、新たに取締役5名を選任しても甲社定款の員数の範囲内であったといえる。そこであるから、議案において特に選任人数の上限は設けられていなかったにも関わらず、4名しか選任しなかったことは適当でない。○

また、各候補者の実際の得票数は、Qは41万個、Rは40万個であったのに、39万個しか得票していないBが取締役に選任されているが、一見すると、甲社定款には、議決権の過半数をもって決するとされているから問題なく定款に反しないようにも思われる。もっとも、過半数を超える者が複数いる場合には、その得票数が多い方を選任するのが定款の合理的解釈であると考えられる。

よって、Bだけでなく、QとRの2名を取締役に選任すべきであったといえる。以上より、取締役としてQ・Rの2名だけでなく、BとC、D及びPと共に選任したことは不適当である。

第2. 設問2.

1. 小問(1).

①Pは、甲社から乙社への無担保の本件貸付を提案しているが乙社は、設立

以来、株主も取締役もPだけの会社であるから、Pは自己取引(356条1項2号)をしようとしている。これに対し、取締役Aと社外監査役Fは、かかる権限を行使できるか。Aは株主

②監査役設置会社にあつては、取締役は、株式会社において著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに監査役に報告しなければならないと定められている(357条1項)。そして、監査役は、取締役が目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為を犯すおそれがある場合に、会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる(385条1項)。

③本問において、Pの行おうとしているのは、自己の支配する乙社に対する無担保貸付であり自己取引である。無担保で15億円もの巨額を貸付すると回収できないリスクも大きく、著しい損害を及ぼすおそれがあるといえる。

よって、取締役Aは、357条1項より、直ちに監査役に報告することとなる。

また、自己取引については、株主総会において重要な事実を開示してその承認を受けなければならぬと定められている(356条1項2号)。Pはこれを行っていない。よって、法令違反が認められる。そして、無担保貸付は上記の通り、会社に著しい損害が生ずるおそれのある取引であるから、

したがって、社外監査役Fは、Pに対し、本件貸付をやめるよう請求できる。

(4)以上より、Aは、監査役に報告し、Fは、Pに対して直接本件貸付をやめるよう請求することができる。本件貸付を提案した。

2. 小問(2).

④Hは代表権のある取締役、D及びPは取締役であるから、無担保で乙社に対して本件貸付を行うことは、利益相反取引(356条1項2号)にあたる。任務

解任責任(423条1項)が成立しないから。主として会社

(2) 任務解任責任の要件は、①役員等、②任務懈怠、③損害、④帰責事由、⑤ ③と④の間の因果関係である。以下、検討する。

(3) 了。①について。

Hは代表権のある取締役。D及びPは取締役であるから、役員等、(423条1項)にあたる。(①充足)

入、②について。

本問において、乙社は倒産し、甲社は本件貸付けの返済を受けられなくなったのであるから、貸付金額である15億円の損害がある(②充足)。

入、③について。

利益相反取引により会社に損害が生じた場合、当該取引に關する取締役会決議に賛成した取締役は、任務懈怠が推定され、利益相反取引を行った取締役は任務懈怠が推定される(423条3項後・2号)。

本問において、Hは、甲社を代表し貸付を実行しており、Dは賛成している。そして、Pは、「議決にはかかわらなかったものの、異議はとめていないのであるから、賛成したものと同等に扱われる。よって、これについても、任務懈怠が推定される。

無担保貸付を合理的理由なく行い、又は、これを止めなかった以上、推定されることは困難であると考えらる。(③充足)。

入、④について。

Hは、無担保で本件貸付を行ってしまっている。よって、帰責事由がある。なお、~~取締役会決議により、利益相反~~ D及びPは、本件貸付けを止めざるを得た。よってこれを止めなかった。よって、帰責事由がある(④充足)。

入、⑤について。

無担保(ある本件貸付)を~~停止~~ H、D、Pが止めなかったことにより、甲社は貸付金を回収できず、15億円の損害が生じている(⑤充足)。

(4) 以上より、A及びFは、H、D及びPに対し、任務解任責任を及ぼすことができる。

第3. 設問3.

(1) 監査役Fは、議案①及び議案②の審議の際に、監査役の職任について意見を述べようと、議長であるHに対して発言の機会を求めたところ、Hがこれを制止したため、Fは意見を述べることができなかった。そこで、A及びFは、Hが315条の議長の権限を濫用して、議事を整理しなかったとして、315条1項違反を理由として、株主総会決議取消を求めることが考えられる。

(2) 議長には退場命令等の権限が~~定められて~~あるから(315条2項)、議事の秩序を乱すような者について、これを制止することはできる。

(3) 本問において、監査役Fは、決議事項である監査役の職任について意見を述べようとしたのにも関わらず、これを制止されている。よって、315条1項に反して行われた制止行為であるといえる。

(4) したがって、A及びFは、決議の方法が法令に違反するとして、決議取消の訴えを提起することができる。

(5) もちろん、決議の方法が法令に違反するとして、その違反する事実が重大でなくかつ、決議に影響を及ぼさないときには、裁量棄却が認められる(831条2項)。

(6) 本問では、仮にFが職任について意見を述べていなければ、これに影響を受け、賛否が変わった可能性があるため、影響がないとはいえない。

(7) 以上より、裁量棄却は認められず、株主総会決議は取り消される。

以上、

この点については、議決権の集まりにより梅生さんの意思がより強く
反映されたものと考へられるが、慎重要請にたいして上役が
了解が得られなかったと考へられる。これは悪いことだ。

}

3 次に、本件貸付には、甲社の資本金の50%にあたる15億円を貸

2

(要件④充足)。

(4) したがって、法423条1項の責任が認められる。

以上より、H・D・Pには法423条1項の責任が認められ、Aは法84
17条により、Fは法386条1号イ、責任者及び父であることである。
誤関る 主體は会社

解1 Aは「株主等」とし、Fは「監査役」となる者として、株主総
会に^{おいて}監査役Fが監査役選任に関する意見を述べさせるが、
ここで、法345条4項、17項に反し、「決議の方法が法令に…違反
に~~対する~~決議の取消しの訴えを提起することが認められる。
会^の決議の取消しの訴えを提起することが認められる。

1 議案①について (法309条参照)

法831条1項の「決議」を訂正したため訂正され、出席株主決議
の過半数を⁵⁴得たため否決した。議案①については、「決議」がなく、
法831条1項の対象とされるまい。

したがって、AFの主張は認められまい。

2 議案②について

~~無効~~決議方法の法令違反にかかる決議取消の訴えのため
裁量重却 ~~は~~ (法831条2項)される。問題となる。

この点については、Fに意見を述べさせていよう、この結果
株主決議決議の行使 ~~は~~ AFが、~~否決~~ ~~は~~ 決議に
関与する可能性も存在するが、「決議に影響を及ぼさ
ない」とあることは、いまい。

したがって、裁量重却はなされず、AFの主張は認められる。以上

1-2415法

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点

設問1. ⇒ 何人選任できずかについて答えて下さい。

1. 22年総会では、BCDPが取締役として選任されているところ、得票数では、BよりもQの方が多い。このような場合に、Qを選ばずBを取締役として選任したとは不当か。

2. この点、議決権の数は100万個であり、この過半数といえる77万5千個を有する株主が出席した総会において、Bは出席した。

2. この点、得票数が少ない者であっても、法定の議決権数（会社法（以下法名略）309条1項）をこえる得票数が認められた場合は、その者その他に得票数の多い者を選任しなければならないとする規定は存在しないため、この者を取締役として選任してもかまわないとも考えられます。

しかし、法が株主総会の決議を求めた理由は、株主の意思を反映させるためであり、この趣旨から考えれば、得票数が多い者を選任することにより株主の意思を反映することになるものであるから、得票数の少ない者を取締役に選任することは妥当ではない。

3. 以上より得票数がBは、議決権を行使することから株主の議決権（100万個）の過半数（77万5千個）を有する株主が出席し、出席は該株主の議決権の

過半数（39万5千個）を有する得票数を得たもの（309条1項）、それよりQは41万5千個の票を得ており、Bよりも得票数が多い。

よって、Qを取締役として選任するまでであり、Bを取締役として選任したことは不当である。OK
ひとり選任できると

設問2.
第1. (1)について。

1. Aの取りうる手段。

Aは本件貸付けをあらかじめ阻止する法律手段として、Pの行為の差止め（360条）があげられる。

すなわち、Aは1万株を有する6ヶ月前から有する株主である。

そして、取締役Pは、

2. Fの取りうる手段。

Fは本件貸付けをあらかじめ阻止する法律手段として、Pの行為の差止め（385条）があげられる。

3. 再考の差止め。

論じて下さい

第2. (2)について。

1. Aは、HDPの423条の責任を847条に基づき責任違反し、Fは、HDPの423条の責任を386条1項1号に基づき違反するものと考えられます。以下、詳述する。

2. 423条の責任。⇒ 要件前出しできれば、読みやすいか...

① HDについて。

※解答は左ページから書き始めてください。

ページ

裏面へ

ページ

母体であるため、その子会社であるという点で、問題意識が異なるか？

根拠条文として適切な

ア H Dは取締役であるため役員等といふ。
 イ 乙社が倒産したことにより、15億円もの返済を
 うけられなくなったため同額の損害が認められ
 ウ 乙は、H Dは「その任務を怠った」といふ点、この点
 H Dが本件貸付けに賛成したことは合理的な判断
 であるため、任務を怠ったとはいえないのは争い
 問題となる。(利益相反)
 →「任務を怠った」とは、忠実義務(355条)違反のこと
 いう。そして、会社の経営にはリスクがつきものであり、経営
 判断を誤った場合は必ずしも任務を怠ったといふとは
 積極的な経営判断を委縮せしむこととなり、争点では
 ない。
 よて経営判断を誤った場合に「任務を怠った」とい
 うのは、①判断に用いる資料の収集が十分にしていな
 い場合、②もしくは、資料収集は十分であるにもかかわらず
 判断として著しく不合理な場合に陥らねばと
 解されることである。
 H・Dは、本件貸付けにあたり賛成していること
 両者は、Pの不十分な説明に基づき判断しており、①
 判断のための資料収集が十分にされていなかったもの
 といふ。
 よて、両者は「任務を怠った」といふ。
 よて、任務を怠ったために、15億円の損害が生

じているものであるため、因果関係も認められる
 以上より、両者は、15億円を甲に支払う義務が生ず
 (423条)
 (2) Pについて。
 ア Pは取締役であるため役員等にあたふ。
 イ 15億円の損害が生じたこととは争いなし。
 ウ 乙は、Pは「任務を怠った」といふ点、
 (1)「任務を怠った」とは忠実義務違反のことといふ。
 よて、~~法令~~取締役が「従うべき法令」に違反したこと
 もこれにあたる。
 (ウ) 本件貸付けは、甲と乙の間でなされたものである。
 よて、乙の株主も取締役もPのみである。
 よて、本件貸付けは、甲には不利益なものである。
 乙 Pには利益なものである。乙株主会社と当該取締
 役との利益が相反するものといふ(356条1項3号)。
 よて、Pは「重要な事実」と取締役会において
 開示する義務を負うこと(356条1項4号、365条)。
 「重要な事実」とは、承知したか否かの判断に与える
 事実のことといふところ、Pは、~~説明~~不十分な説明をして
 いないものである。
 よて、Pは356条1項4号に反したといふ。この
 点で「任務を怠った」といふ。
 (エ) 因果関係もH Dと同様認められる

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名

採点

として、Pには、少なくとも過失が認められ、428条が適用される。

以上よりPは15億円を甲に支払う義務を負う。

3. AFの追及方法

(1) Aは、6个月前から材料を有材料として扱っていたため、甲社に対し上記HDPの「責任」を追及する旨を提起することとした。(428条)。60日以内に甲社が「責任」を提起しない場合には「責任」を提起する(377条)。

(2) Fは、会社の代表として(386条1項1号)、HDPの責任を追及することとなる。

質問3.

第1. ①について。

1. 主張

A, Fは、Fが説言の研究会で述べたのにFが賛成したためFが株主総会で意見を述べたことか、と主張したことは、345条4項に反し、~~法令~~決議の成立の「法令」違反にあたると主張する(83条1項1号)。

2. 当否

①については、否決されたため、この決議を取り消す請求の利益が認められるか問題となる。

この点、否決されたからといって、以後の株主総会に議案を提出するようになるなどの不利が生じない。→?!

よって、これを取り消す必要も生じなく、請求の利益は認められない。

以上より、①のAFの主張は認められない。

第2. ②について。

1. 主張

AFの主張は、①と同じである。

2. 当否

これを主張する、AFの主張は、345条4項の適用にあつては、これは認められず。

また、Fが意見を述べた場合、株主は、賛否をかけた可能性が生じるため、「決議の形成」を妨げるものといえないため(83条1項1号)、数量要件も認められない。

以上より、AFの主張は認められ、②は取り消す。

※解答は左ページから書き始めてください。

ページ

裏面へ

ページ

回答欄に記入